

JAPAN BASE 施設利用約款

(適用範囲)

第1条 当施設が利用者と屋内外施設の利用に関して締結する契約は、この約款の定めるところによるものとします。ただし、個別の契約において、当施設との間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(施設利用契約の申込み)

第2条 当施設の利用を希望する方には、次の事項を申し出ていただきます。

(1)利用者（主催者、責任者、担当者）名、及びその住所・連絡先電話番号

(2)催事等の名称、内容、利用目的

(3)利用日及び利用時間

(4)利用人数

(5)利用料金の支払者名及びその住所・連絡先電話番号

(6)その他、当施設が必要と認める事項

2.前項に基づき当施設に申し出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出ていただきます。

3.施設利用者が、施設利用中に前項第2号の利用枠を超えて利用の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出を受けた時点で、新たな施設利用の申し込みがあったものとして処理します。

(施設利用契約の成立等)

第3条 施設契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2.前項の規定により施設利用契約が成立したときは、施設利用者が支払うべき総額(別表1)を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3.申込金は、まず、施設利用者が最終的に支払うべき利用料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、施設利用契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を施設利用客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要し

ない特約に応じることがあります。

- 2.施設利用契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設利用契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、施設利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1)施設利用の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室等の利用により施設の余裕がないとき。
 - (3)施設利用しようとする方が、利用に関し、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4)施設利用しようとする方が、他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした時、及びそのおそれがあると認められたとき。
 - (5)施設利用しようとする方が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (6)天災、施設及び設備の故障、その他やむを得ない事由により利用いただくことができないとき。
 - (7)施設利用しようとする方が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の利用者らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (8)施設利用しようとする方が、病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
 - (9)保護者の許可のない未成年者のみで利用するとき。
 - (10)施設利用する権利を他に転売したり、有料で斡旋する等、自己の利益を図る目的として、またはその目的を秘して申込みをしたとき。
 - (11)その他、各種法令または福岡県条例等の規定する利用を拒むことができる場合に該当するとき。
- 2.当施設は、次に掲げる場合において、施設利用契約を締結しません。
 - (1)施設利用しようとする方が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2)施設利用しようとする方が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

(施設利用者の契約解除権)

第6条 施設利用者は、当施設に申し出ることにより、施設利用契約を解除することができます。

- 2.当施設は、施設利用者がその責めに帰すべき事由により施設利用契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3.当施設は、施設利用者が当施設に対して連絡をせず施設利用当日の到着予定時刻を、2時間経過しても到着しないときは、その施設利用契約は施設利用者により解除されたものとみなし処

理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、施設利用契約を解除することがあります。

- (1)施設利用者が利用に関して、法令や各種規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2)施設利用者が他の利用客らに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (3)施設利用者が、当施設または当施設従業員に対し、不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - (4)天災等不可抗力に起因する事由により利用いただくことができないとき。
 - (5)災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等に優先的に施設を提供すべきことが予測される等の事由があるとき。
 - (6)施設利用者が泥酔し、または言動が著しく異常で、他の利用客らに迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (7)施設利用者が病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると認められるとき。
 - (8)施設内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (9)施設利用契約の締結が代理店等を通じてなされている場合において、当該代理店等からの施設利用代金の支払いが確認できないとき。
 - (10)保護者の許可のない未成年者のみで利用するとき。
 - (11)その他、各種法令または福岡県条例等の規定に基づき、利用を拒むことができる場合に該当するとき。
 - (12)この約款または当施設の利用規約を遵守いただけないとき。
- 2.当施設は、次に掲げる場合においては、施設利用契約を解除します。
- (1)施設利用者が、暴力団員、暴力団等暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
 - (2)施設利用者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。
- 3.当施設が1項または2項の規定に基づいて施設利用契約を解除したときは、施設利用者がいまだ提供を受けていない施設利用サービス等の料金はいただきません。

(利用の登録)

第8条 当施設に施設利用を希望される方は、次の事項を申し出ていただきます。

- (1)利用者（主催者名、責任者、担当者）名、及びその住所・連絡先電話番号
 - (2)催事等の名称、内容、利用目的
 - (3)利用日開催日及び利用開催時間
 - (4)利用人数及び内容、利用目的
 - (5)利用料金の支払者名及びその住所・連絡先電話番号
 - (6)その他当施設が必要と認める事項
- 2.施設利用者が第12条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行お

うとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(施設の利用時間)

第9条 施設利用客が当施設を利用できる時間は、事前に施設担当者と取り決めた時間内とします。この時間を超過した場合は追加料金を頂戴します。ただし、次の利用者の利用時間との関連により、利用時間の延長に応じられない場合もあります。

(利用規約の遵守)

第10条 当施設の利用者は、当施設が定めたJAPAN BASEご利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 主な施設等の営業時間は、ホームページ及び備え付けパンフレット、施設内の掲示等でご確認ください。

(料金の支払い)

第12条 施設利用者が支払うべき施設利用料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げる
ところによります。

- 2.前項の施設利用料金等の支払いは、銀行振込またはクレジットカード決済になります。実際の利用時間にかかわらず、予約時に確定した利用時間枠に対する料金額をお支払いください。
- 3.銀行振込による支払いは、利用翌月10日を期限とします。また、同じ月に複数の利用があった場合には、同月分をまとめることも可能とします。振込手数料は利用者負担となります。振込に際しては、振込人名義は登録頂いている団体名としてください。
- 4.クレジットカード利用の場合は、利用後数日以内に決済されます。
- 5.領収書は予約サイトの会員マイページより、発行が可能です。
- 6.施設利用者が手配した業者に対する指示

当施設の了承のもとに、施設利用者が直接ご依頼された業者が行う催事等に関する装飾・音響・照明等の機器および材料の搬入・搬出、または看板サイズ・表示内容・その取付方法等の決定、あるいは設置場所・設置時間等につきましては、当施設の美観、他の屋内外施設をご利用の利用者の状況もふまえて事前協議の上、実施してください。施設利用者側より依頼された業者に対し、その旨を連絡してください。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、施設利用契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により施設利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2.当施設は、万一の火災等に対処するため、総合賠償責任保険に加入しております。

(契約した施設の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、施設利用者に契約した施設を提供できないときは、施設利用者の了解を得

て、できる限り同一の条件による他の施設を斡旋するものとします。

- 2.当施設は、前項の規定にかかわらず他の施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を施設利用者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、施設が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物などの取り扱い)

第15条 施設利用者が当施設に預けた物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。なお、現金及び貴重品については、原則として当施設では預かりません。

- 2.当施設が賠償する場合であっても、施設利用者からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、5万円を限度とします。
- 3.施設利用者が、当施設内に持ち込んだ物品であっても、当施設に預けなかったものについては、当施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合を除き、当施設は賠償しません。

(施設利用者の手荷物または携帯品の保管)

第16条 施設利用者の手荷物が、利用に先立って当施設に到着した場合は、事前に当施設が了解したときに限り、代理で受領し、利用者到着までの間、責任をもって保管します。

- 2.施設利用者が退出した後、手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後は遺失物法の規定に基づき処理します。
- 3.本条各項の場合における施設利用者の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては前条第3項の規定に準じるものとします。

(施設利用者の責任)

第17条 施設利用者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該施設利用者は当施設に対して、その損害を賠償していただきます。

(施設内での喫煙)

第18条 当施設では関係法令及び条約等に鑑み、施設内での喫煙をお断りしています。

(個人情報の取り扱い)

第19条 当施設では、施設利用者から提供される個人情報について、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会が定める個人情報保護に関する基本方針に則し、適切に取り扱います。

(安全管理)

第20条 JAPAN BASEの利用に当たっては、当施設及び利用者のそれぞれに安全管理の責任が生

- じることから、全ての関係者が良好な施設環境の維持のために、施設・設備等の保全に注意を払うとともに、施設内の秩序維持と安全確保に努めるものとします。
- 2.当施設は、施設の適切な日常清掃、定期点検、必要な修繕等施設の安全管理を行うとともに、不具合を発見したときは、直ちにその旨の表示を行うとともに、可能な限り速やかに対応するものとします。
 - 3.利用団体の代表者は、利用者に対して、施設利用上の注意を説明及び活動中の安全管理体制を確認するなどして徹底を図り、事故防止に努めるものとします。また万一、事故や急病人等が発生したときは、必ず当施設に報告するとともに、その後の対応について指示を仰ぐものとします。

(その他)

第21条 施設利用者が申込み、または打合せ時点での当施設の設備、設定、装飾、調度品等に関しましては、実際の利用時までに変更が生じる場合があります。

2024年4月1日 制定

2024年5月1日 施行

別表第1 施設利用料金の内訳（第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項関連）

	内訳	
施設利用者が 支払うべき総額	施設利用 料金	予約料金（施設利用料）
	追加 料金	飲食（施設利用料含まれるものを除く追加飲 食及びその他の利用料金） その他の施設利用料
	税金	消費税

（備考）

- 1.税法が改正された場合は、その改正された規定に変更します。
- 2.消費税はすべての利用料金にかかります。

別表第2 違約金（第6条第2項関連）

施設利用者の都合により、予約を取り消す場合、または利用日を変更する場合は、それまでに発生した実費諸費用（注1）のほか、次のとおり違約金を申し受けます。なお、当施設が指定する特定日、パッケージプラン等では、別途違約金が発生する場合があります。

契約解除の通知を 受けた日	当日及び 不連絡	前日	2～6 日前	7～30 日前	31～60 日前	61日前 以前
違約金 （利用料×右記料率）	100%	100%	50%	0%	0%	0%

※%は、施設利用料金及び追加料金に対する取消料の比率です。

（注1）当施設または催事等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用。

（注2）利用日数が短縮した場合には、短縮日数分の違約金を申し受けます。